

# 学校いじめ防止基本方針

いじめを見逃さず、迅速・的確に対応するために



令和6年4月

能登町立小木中学校

# 令和6年度 能登町立小木中学校 いじめ防止基本方針

## 第1 いじめ防止等のための対策に関する基本的な方針

いじめ防止対策推進法第13条に基づき、いじめのない学校をつくるために、「能登町立小木中学校いじめ防止基本方針」を策定する。

### 【いじめの定義】（いじめ防止対策推進法第2条）

「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人間関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

※「物理的な影響」とは、身体的な影響のほか、金品をたかられたり、隠されたり、嫌なことを無理矢理させられたりすることなどを意味する。

### 【いじめの態様】

- ① 冷やかしやからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる。
- ② 仲間はずれ、集団による無視をされる。
- ③ 軽くぶつかられたり、遊ぶふりをして叩かれたり、蹴られたりする。
- ④ ひどくぶつかられたり、叩かれたり、蹴られたりする。
- ⑤ 金品をたかられる。
- ⑥ 金品を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする。
- ⑦ 嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする。
- ⑧ パソコンや携帯電話等で、誹謗中傷やいやなことをされる。

（「児童生徒の問題行動等生徒指導上の諸問題に関する調査」文部科学省）

### 【いじめは笑いに隠される】

- ・いじめられる児童生徒は、自分がいじめられているという事実を認めたくないと思い、いじめという行為を「冗談」や「遊び」に転化させたいという気持ちが働き、ひどいことをされても軽微に見せかけようとしたり、笑ったりして、「自分は大丈夫だ」「心配ない」ということを、周囲や自分自身に示そうすることがある。
- ・このことが、いじめ行為を維持・悪化させることにもなり、教師によるいじめ発見を難しくさせることがあるだけでなく、いじめる児童生徒から「あれは遊びだった」「あいつも喜んでいた」という逃げ口上を生むことにもなる。

（「いじめを見逃さない学校づくり」H24.10 石川県教育委員会）

※いじめは、大人の目に付きにくい時間や場所で行われたり、遊びやふざけあいを装って行われたりするなど、大人が気づきにくく判断しにくい形で行われるものである。

## 1 いじめの防止等に関する基本的な考え方

### 【いじめに対する基本認識】

いじめは、いじめを受けた児童等の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命又は身体に重大な危険を生じさせるおそれがあるものであり、人として決して許されない行為であるという、いじめに対する認識を全教職員で共有する。いじめ防止対策推進法第4条では、「児童等は、いじめを行ってはならない。」（いじめの禁止）と規定されている。

そして、「いじめは、どの学校・学級でも起こりうるものであり、いじめ問題に全く無関係ですむ児童等はいない」という共通認識に立ち、児童等が安心して学習その他の活動に取り組むことができるよう、学校の内外を問わずいじめが行われなくなるようにするために、いじめ防止対策推進法第8条に基づき、いじめの未然防止・早期発見・早期対応に取り組む。

### 【学校及び学校の教職員の責務（いじめ防止対策推進法第8条）】

学校及び学校の教職員は、当該学校に在籍する児童等の保護者、地域住民、児童相談所その他の関係者との連携を図りつつ、学校全体でいじめの未然防止及び早期発見に取り組むとともに、当該学校に在籍する児童等がいじめを受けていると思われるときは、適切かつ迅速にこれに対処する責務を有する。

## 2 いじめ防止等の対策ための基本的な考え方

学校の教育活動全体を通じて、社会性や規範意識、思いやりなど豊かな心を育み、教育活動を通じた豊かな心の育成を図る。また、生徒の発達段階に応じ、自分の大切さとともに、他の人の大切さを認め、具体的な態度や行動に表れるような取組を行う。

### (1) いじめの未然防止の取組

#### ① いじめを許さない雰囲気づくり

全校集会や学級活動等で校長や教職員が、日常的にいじめの問題について触れ、「いじめは人間として絶対に許されない」との雰囲気を学校全体に醸成する。

生徒指導は、全教職員がかかわることとし、小さなことでも見逃さない。また、連絡体制を確立し、保護者への適切な連絡（その生徒にとってどうすればよくなるのかの立場に立つ）により信頼関係を確立する。

教職員の不適切な認識や言動により、生徒を傷つけたり、他の生徒によるいじめを助長したりしないよう十分注意する。特に、教職員による「いじめられる側にも問題がある」という認識や発言は、いじめを行っている生徒や、周りで見ていたり、はやし立てたりしている生徒を容認するものにほかならず、いじめを受けている生徒を孤立させ、いじめを深刻化させるので、指導の在り方には細心の注意を払う。

## ② 分かる授業づくりの推進

生徒が学校で過ごす中で一番長い時間は授業であり、授業についていけない焦りや劣等感などが過度なストレスの要因とならないよう、一人ひとりを大切にしながら分かりやすい授業づくりを行う。学習規律の共通理解と共通実践を土台として、すべての生徒が参加・活躍できる授業を工夫する。また、生徒指導の三機能（自己決定、自己存在感、共感的人間関係）を活かした授業を行う。

## ③ 自己有用感や自己肯定感の涵養

ねたみや嫉妬などいじめにつながりやすい感情を減らすために、全ての生徒が、認められている、満たされているという思いを抱くことができるよう、学校の教育活動全体を通じ、生徒が活躍でき、他者の役に立っていると感じ取ることのできる機会を提供し、生徒の自己有用感が高められるよう努める。また、自己肯定感を高められるよう、困難な状況を乗り越えるような体験の機会などを積極的に設ける。

## ④ 生徒が自らいじめを学ぶ機会の設定

生徒自身が、いじめの問題を自分たちの問題として受け止めるために、自らが学び、主体的に考え、いじめの防止を訴えるような取組を推進する。

## ⑤ いじめに向かわない態度・能力の育成

いじめに向かわない態度・能力の育成として、学校の教育活動全体を通じた道徳教育や人権教育の充実、体験活動の推進により、生徒の社会性を育むとともに豊かな情操を培う。また、心の通う人間関係づくりとお互いの人格を尊重する態度を養う。

## ⑥ 主体的な行動とコミュニケーション能力の育成

ボランティア活動や防災教育、縦割りによる清掃、他校との『つなぐ』プロジェクトでの交流・体験を通して、心の通じ合うコミュニケーション能力を育む。

## (2) いじめの早期発見のための取組

いじめの早期発見は、いじめへの迅速な対処の前提であり、全ての大人が連携し、生徒のささいな変化に気付く力を高める必要がある。このため、いじめは大人の目に付きにくい時間や場所で行われたり、遊びやふざけあいを装って行われたりするなど、大人が気付きにくく判断しにくい形で行われることを認識し、ささいな兆候であっても、いじめではないかとの疑いをもって、早い段階からの確に関わりをもち、いじめを隠したり軽視したりすることなく、積極的にいじめを認知することが必要である。

また、いじめの早期発見のため、学校は定期的なアンケート調査や教育相談の実施、電話相談窓口の周知等により、生徒がいじめを訴えやすい体制を整えるとともに、地域、家庭と連携して生徒を見守ることが必要である。

### ① 小さなサインを見逃さない取組

- ・ 日頃から生徒の見守りや信頼関係の構築に努める。
- ・ 生徒が示す変化や危険信号を見逃さないようアンテナを高く保つ。
- ・ フォーサイト等を活用して、交友関係や悩みを把握する。
- ・ 教職員相互が積極的に生徒の情報交換を行い、情報を共有する。

### ② 定期的なアンケート調査の実施

アンケートの実施に当たっては、アンケートの項目や実施場所、記名の有無など工夫し、生徒にとっていじめを訴えやすい体制を整える。ただし、アンケートはあくまで手法の一つであり、本当のことを書けなかったり、実施した後にいじめが起きたりする可能性があることに留意する。

### ③ 教育相談体制の充実

- ・ アンケート調査をもとに、定期的な教育相談を実施する。
- ・ 生徒が日頃からいじめを訴えやすい雰囲気をつくる。
- ・ 生徒及びその保護者、教職員が、抵抗なくいじめに関して相談できる体制を整備する。
- ・ 保健室や相談室の利用、電話相談窓口について広く周知する。
- ・ スクールカウンセラー等の効果的な活用を図る。

### ④ 教師と生徒の信頼関係の構築

- ・ いじめの訴えや発見は、教師と生徒の信頼関係の上で初めてありうることを踏まえ、日常的な人間関係づくりに努める。休み時間や放課後、部活動等での会話や声かけ、フォーサイト等での交流を通して、信頼関係を構築し、交友関係や悩みを把握するよう努める。
- ・ 生徒が教職員に相談してくれた場合に、後で話を聞くと行って対応しないなど、その思いを裏切ったり踏みにじったりしないよう、十分注意する。

### ⑤ 家庭や地域との連携

保護者アンケートや保護者懇談等を通して、家庭との連携を図るとともに、日頃から、校区公民館や警察署等とも連携を密に行い、家庭や地域と一体になって生徒を見守り、健やかな成長を支援する。

### ⑥ 教職員間の定例化による情報共有

- ・ いじめについて集まった情報については、職員会議等で話し合い、学校全体で共有し、必ず記録しておく。

## (3) いじめへの対処

いじめの発見・通報を受けた場合には、特定の教職員で抱え込まず、迅速かつ組織的に対応する。徹底して被害生徒を守り通すとともに、教育的配慮の下、毅然とした態度で加害生徒を指導する。その際、謝罪や責任を形式的に問うことに主眼を

置くのではなく、社会性の向上など、生徒の人格成長に主眼を置いた指導を行う。

また、被害生徒、加害生徒双方の家庭にいじめの実態や経緯等について連絡し、家庭の協力を求めるとともに、いじめを見ていたり、周りではやしたてたりしていた生徒に対する指導により、同種の事態の発生防止に努める。

教職員全員の共通理解の下、保護者の協力を得て、関係機関・専門機関と連携し、対応に当たる。

### ① 組織的な指導体制の確立

学校は、「いじめ防止基本方針」に基づき、「いじめ問題対策チーム」を組織する。いじめの発見・通報を受けた教職員は直ちに「いじめ問題対策チーム」に情報を報告・共有し、その後は、組織的に対応する。このため、組織的な対応を可能とするよう、体制を整備し、日頃より、いじめを把握した場合の対処の在り方について、全教職員で共通理解しておく。

### ② 関係機関との連携

いじめを認知した際、校長は、責任をもって能登町教育委員会（以下「教育委員会」という。）に報告する。

加害生徒に対して必要な教育上の指導を行っているにもかかわらず、その指導により十分な効果を上げることが困難な場合において、いじめが犯罪行為として取り扱われるべきものと認めるときは、被害生徒を徹底して守り通すという観点から、所轄警察署と相談して対処する。

なお、生徒の生命、身体又は財産に重大な被害が生じるおそれがあるときは、直ちに所轄警察署に通報し、適切に援助を求める。また、警察等の関係機関と適切な連携を図るため、日頃から、情報共有体制を構築しておく。

### ③ インターネットを通じて行われるいじめへの対応

情報モラル教育を充実させ、ネット上のいじめ等の対応を図る。生徒に発達段階に応じた情報モラルを身につけさせる指導を行う。また、生徒と保護者対象のネットトラブルの非行被害防止講座等を行うとともに、インターネットを通じて行われるいじめの防止と、効果的に対処することができるように必要な啓発活動を行う。

インターネット上の不適切な書き込み等については、被害の拡大を避けるため、直ちに削除する措置をとる。速やかに削除することが難しい場合には、教育委員会に連絡し、地方法務局や警察等の関係機関と連携して対応する。

ネットトラブルで、生徒が悩みを抱え込まないよう、法務局・地方法務局におけるネット上の人権侵害情報に関する相談の受付等、関係機関の取組について周知する。パスワード付きサイトやソーシャルネットワーキングサービス、携帯電話のメールを利用したいじめ等については、より大人の目に触れにくく、発見しにくいいため、生徒に対するモラル教育だけでなく、保護者においても理解を求めていく。

## 第2 いじめの防止等のための対策の内容に関する事項

### 1 いじめの防止等のために実施する施策

#### (1) 「いじめ問題対策チーム」の設置（常設）

##### ① 目的

いじめ問題の早期発見、早期対応・解消に向け、平時からいじめ問題に備え、いじめ問題の発見時には、迅速かつ積極的な対応を行う。

##### ② 構成

校長をトップに、教頭、生徒指導主事、教育相談担当者、養護教諭、学年代表、スクールカウンセラー等とし、実情に応じて必要と思われる教職員や外部人材を加え構成する。

##### ③ 機能・役割

###### ア いじめを見逃さない学校づくりの推進

- ・ いじめの早期発見のため、登校確認・連絡や朝の会での観察を強化するとともに、情報の交換・共有を行う。
- ・ いじめアンケート調査や個人面談の内容や方法の検討及び結果の分析について吟味を行い、見落とし・見誤りのない適切な認知を図る。
- ・ 学校におけるいじめ相談窓口を設置し、生徒、保護者等に周知し利用を促す。
- ・ いじめの構造やいじめ発見のチェックポイントなどの教職員の理解を深める。

###### イ 学校や教職員のいじめ問題への対応力向上

- ・ 事例等を活用し、いじめ問題対応のシミュレートやロールプレイなどを通じて、生徒への事情聴取や保護者への説明、協力依頼の進め方についてスキル向上を図る。
- ・ いじめに関する研修資料や各種情報の収集・提示を行い、教職員のいじめ問題への理解を深める。
- ・ いじめ対応アドバイザーの派遣を要請し、学校に必要な指導・助言を仰ぎ、個別案件の対応に活用する

###### ウ 「いじめ防止基本方針」の策定並びに教職員及び生徒・保護者、地域に対する周知

- ・ 「いじめ防止基本方針」の作成・見直しを行い、懇談会等で、保護者・地域住民に対していじめ問題への学校の基本姿勢を説明し（印刷物等の配布やホームページへの掲載等）、理解と協力を得る。
- ・ 生徒会が主体となった「いじめを見逃さない学校づくり」の一層の推進を図る。

- エ 家庭や地域、関係機関との日常的な情報交換による「風通しのよい学校」づくりの推進
- ・ P T Aや関係機関等の担当を定め、日常的な情報交換により相談しやすい関係を構築する。
- オ スクールカウンセラー、ハートフル相談員、いじめ対応アドバイザー、関係機関等と連携したいじめ問題への対応
- ・ 加害者の抱えている問題、場合によってはその保護者の抱えている問題に対して、スクールカウンセラーやハートフル相談員等を活用し、第三者的な視点からのアプローチを工夫する。

## (2) いじめの防止等の具体的な取組

### ① 授業改善に関わる取組

「日々の学校生活の改善から未然防止は始まる（生徒指導は授業から）」という観点から、積極的に授業改善を行う。その際、学校研究を踏まえて焦点化した取組を教職員が共通実践する。

#### 【取組】

- ア 目的意識、相手意識をもって説明する意図的な場面の設定が組まれた授業を実践することで、自分の考えを伝えたり相手の考えを受け止め理解したりする力をつける。
- イ 生徒指導の三機能を活かした授業によって、自己指導力（自ら判断、行動しその結果に責任をもつ）の育成を目指す。
- ・ 自己決定……生徒自らが考え表現する
  - ・ 自己存在感……個を大切にし、学ぶ楽しさや達成感を成就する
  - ・ 共感的人間関係……お互いが認め合い、学び合う
- そのために、三機能が発揮されるような授業を実践する。
- ウ 授業のユニバーサルデザイン化をする。困り感のある生徒に目を向け、その生徒にわかる授業改善を目指す。
- ・ 授業の焦点化、単純化  
ねらいを明確に授業の見通しをもたせ、スモールステップで
  - ・ 視覚化  
例示、ICTの活用、デジタル教材・教科書の活用、板書の工夫
  - ・ 共有化・つながり・認め合い  
学習形態の工夫、多様な発表方法、評価の言葉かけ、発言をつなぐ
- エ 教員の授業改善を進める体制を構築し、実践する。
- ・ 月1回の研究授業の実施
  - ・ 夏季休業時、冬季休業時における模擬授業の実施
  - ・ 小中連携の研修



## ② 道徳教育や人権教育等の充実

人の気持ちを共感的に理解できる豊かな情操を培い、自分の大切さとともに他の人の大切さを認め、お互いの人格を尊重する態度を養うよう、学校の教育活動全体を通じた道徳教育や人権教育等の充実を図る。

### 【取組】

- ア 「私たちの道徳」(文部科学省)「ふるさとがはぐくむ道徳いしかわ」(石川県教育委員会)等を活用し、道徳教育を推進する。
- イ 週案に内容項目を明記し、ねらいを明確にした道徳の授業を実施する。
- ウ 全学年、保護者への道徳の授業公開を行う。
- エ 夏季休業中に人権作文に取り組む。
- オ 人権集会を開き、相互の関わり方や接し方について、考える機会とする。

## ③ 自己有用感や自己肯定感を育む取組

学校行事や体験活動を通して、集団の一員としての自覚や態度、資質や能力を育むために、生徒自らが主体的に取り組む中で、互いのことを認め合ったり、心のつながりを感じたりできるよう意識的に活動を工夫する。

### 【取組】

- ア 日々の授業に生徒指導の三機能を取り入れる。
- イ 体育祭や文化祭等でより多くの生徒に役割を与える。
- ウ 生徒会の委員会活動等を充実させる。
- エ 他校との『つなぐ』プロジェクトで、互いの文化・伝承を教え合ったり体験したりして、交流・発表の場を大切にする。
- オ 防災教育を継続・推進し、地域に貢献する活動をする。

## ④ 生徒会の取組

生徒会が中心となり、生徒自らがいじめの問題について学び、主体的に考え、いじめの防止を訴えるような取組を推進する。

### 【取組】

- ア 人権集会を開催する。
- イ 人権標語づくりを呼びかける。
- ウ 月の生活目標を意識した委員会活動を行う。
- エ 「あいさつ運動」「クリーン作戦」「除雪」などの自主的な活動を行う。

## ⑤ 情報モラル教育の充実

情報発信による人・社会への影響や、ネットワーク上のルール・マナーを守ることの意味について考えさせるなど、情報モラル教育を生徒の発達の段階に 応じて体系的に推進する。また、携帯電話・インターネットの利用の問題に関しては、家庭との連携を図りつつ、適切に指導を行う。

**【取組】**

- ア 外部の講師を招き、保護者も参加したネットいじめ防止講演会を実施する。
- イ 年間指導計画に基づき、インターネットの有効な活用方法とそこに潜む危険性等について指導する。

**⑥ アンケートや教育相談**

アンケート調査及び定期的な教育相談を実施し、いじめの実態把握・早期発見に努める。

**【取組】**

- ア いじめアンケートの実施（毎月1回）→能登町教育委員会に報告
- イ 保護者対象いじめアンケート調査（気になる兆候アンケート）  
学期に1回実施（年3回）  
ア、イのアンケート結果については、生徒と保護者の認識の違いや状況を把握し、早期発見、早期対応のために行う。  
教育活動全般における学校評価の結果については、HPや学校評価だより等で公表する。
- ウ QUの実施（5月・10月）  
学校生活意欲と学級満足度の2つの尺度から子どもたちの学級生活の充実度と集団の傾向を把握する。
- エ 生徒理解の会の実施（毎月1回）  
スクールカウンセラーやハートフル相談員の参加も含め、生徒の些細な言動環境集団の変化の情報の共有化を図る。
- オ 教育相談、個別面談の実施  
担任が行ったり、生徒が指名した教職員と行ったりする。

**⑦ いじめの防止等のための対策に関する校内研修の実施**

全ての教職員の共通認識を図り、いじめの防止等のための対策に関する資質能力の向上のための校内研修を実施し、いじめ対応アドバイザーから指導助言を受ける。

**【取組】**

- ア いじめの事例検討会を実施し、校内体制の確認を行う。
- イ 各種調査の結果をもとに、いじめの防止等の具体的な取組の検証を行う。
- ウ 外部の講師を招き、いじめの防止等についての研修を行う。
- エ 学級経営や集団づくりに関する研修を行う。
- オ 「学校いじめ防止基本方針」を作成・見直しを通して、いじめの定義や対策、対応について知る。

**⑧ 教職員のいじめの問題に関する正しい理解**

国、県、市の基本方針やいじめの問題に関する通知等の共通理解を図る。また、教職員の不適切な認識や言動がいじめの発生を許し、いじめの深刻化を招きうることを十分に認識する。

### ⑨ 家庭や地域との連携

いじめ防止基本方針について、地域や保護者の理解を得ることで、地域や家庭に対して、いじめ問題の重要性の認識を広めるとともに、家庭訪問や学校だより、HPを通じて、家庭と地域の緊密な連携協力を図る。

より多くの大人が子どもの悩みや相談を受け止めることができるようにするため、PTAや関係団体との連携を促進し、学校と地域、家庭が組織的に連携・協働する体制を構築する。

#### 【取組】

- ア PTA総会で、学校いじめ防止基本方針について、保護者に説明する。
- イ ネットの危険性やモラルの大切さについて、PTAの学習会を行う。
- ウ 家庭訪問や保護者懇談において、生徒の状況について情報交換する。

### ⑩ いじめ対応マニュアルの作成

これらの措置に対する詳細等について、毎年「いじめ対応マニュアル」を作成し、教職員の共通理解のもと対応するものとする。また、日頃より、いじめを把握した場合の対処の在り方について、理解を深めておくものとする。

### ⑪ 教職員が子どもと向き合うことのできる体制の整備

教職員が子どもときちんと向き合い、いじめの防止等に学校として一丸となって組織的に取り組んでいけるように、校務の改善を行っていく。

## (3) 学校におけるいじめ対応の検証

いじめ問題を隠さず、いじめの実態把握や対応が促されるようにする。そのために、いじめ問題対策チームで学校におけるいじめ対応の検証を毎年行う。また、PDCAサイクルに基づいて、学校評価において、生徒や地域の状況を踏まえたいじめ防止に関する重点目標を設定し、その目標に対する具体的な取組状況や達成状況を生徒・保護者アンケート等で評価し、その結果を踏まえて改善に取り組むものとする。

#### ① 検証項目

- ・ 学校評価用「生徒 学校生活アンケート」の以下の項目を利用して行う。
- ・ 「学校は楽しい」について、7月と12月の結果を比較する。

## (4) いじめの早期発見に関する留意事項

### ① 学校で分かるいじめ発見のポイント

学校生活の中で、生徒は様々な悩みや不安にともなうサインを、言葉や表情、しぐさなどで表している。教師は、一人ひとりの生徒が救いを求めて発するサインを見逃さず、早期に対応する。

<学校での一日>

○ いじめを受けている生徒が学校で出すサイン

※無理にやられている可能性のあるもの

発見の機会	観察の視点（特に、変化が見られる点）	
朝の会	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 遅刻・欠席が増える</li> <li>○ 表情が冴えず、うつむきがちになる</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 始業時刻ぎりぎりの登校が多い</li> <li>○ 出席確認の声が小さい</li> </ul>
授業開始時	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 忘れ物が多くなる</li> <li>○ 用具、机、椅子等が散乱している</li> <li>○ 一人だけ遅れて教室に入る</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 涙を流した気配が感じられる</li> <li>○ 周囲が何となくざわついている</li> <li>○ 席を替えられている</li> </ul>
授業中	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 正しい答えを冷やかされる</li> <li>○ 発言に対し、しらげや嘲笑が見られる</li> <li>○ 責任ある係の選出の際、冷やかし半分に名前が挙げられる</li> <li>○ ひどいアダ名で呼ばれる</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ グループ分けで孤立することが多い</li> <li>○ 保健室によく行くようになる</li> <li>※ 不まじめな態度で授業を受ける</li> <li>※ ふざけた質問をする</li> <li>※ テストを白紙で出す</li> </ul>
休み時間	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 一人であることが多い</li> <li>○ わけもなく階段や廊下等を歩いている</li> <li>○ 用もないのに職員室等に来る</li> <li>○ 遊びの中で孤立しがちである</li> <li>○ プロレスごっこで負けることが多い</li> <li>○ 教室に入らない、または、教室から出ない</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 集中してボールを当てられる</li> <li>○ 遊びの中で、いつも同じ役をしている</li> <li>※ 大声で歌を歌う</li> <li>※ 仲良しでない者とトイレに行く</li> </ul>
給食時間	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 食べ物にいたずらをされる</li> <li>○ グループで食べる時、席をはなしている</li> <li>○ その生徒が配膳すると嫌がられる</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 嫌われるメニューの時に多く盛られる</li> <li>※ 好きな物を級友に譲る</li> </ul>
清掃時	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 目の前にゴミを捨てられる</li> <li>○ 最後まで一人です</li> <li>○ 椅子や机がぽつんと残る</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>※ さぼることが多くなる</li> <li>※ 人の嫌がる仕事を一人です</li> </ul>
放課後	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 衣服が汚れたり髪が乱れたりしている</li> <li>○ 顔にすり傷や鼻血の跡がある</li> <li>○ 急いで一人で帰宅する</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 用事がないのに学校に残っている日がある</li> <li>○ 部活動に参加しなくなる</li> <li>※ 他の子の荷物を持って帰る</li> </ul>

○ いじめを行っている生徒が学校で出すサイン

発見の機会	観察の視点（特に、変化が見られる点）	
授 業 中	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 文具等を本人の許可もないのに勝手に使っている</li> <li>○ プリント等の配付物をわざと配らなかつたり、床に落としたりする</li> <li>○ 自分の宿題をやらせている</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 指名されただけで目配りし、嘲笑する</li> <li>○ 後ろからイスを蹴ったり、文具等で身体をつついたりしている</li> <li>○ 授業の後片付けを押しつけている</li> </ul>
休 み 時 間	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 嫌なことを言わせたり、触らせたりしている</li> <li>○ けんかするよう仕向けている</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 移動の際等、自分の道具を持たせている</li> <li>○ 平気で蹴ったり、殴ったりしている</li> </ul>
給 食 時 間	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 配膳させたり、後片付けさせたりしている</li> <li>○ 自分の嫌いな食べ物を押しつける</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 自分の好きな食べものを無理やり奪う</li> </ul>
清 掃 時	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 雑巾がけばかりさせている</li> <li>○ 雑巾を絞らせている</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 机をわざと倒したり、机の中のものを落としたりする</li> </ul>
放 課 後	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 自分の用事に付き合わせる</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 違う部活動なのに待たせて一緒に帰る</li> </ul>

<注意しなければならない生徒の様子>

様 子 等	観察の視点（特に、変化が見られる点）	
動作や表情	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 活気がなく、おどおどしている</li> <li>○ 寂しそうな暗い表情をする</li> <li>○ 手遊び等が多くなる</li> <li>○ 独り言を言ったり急に大声を出したりする</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 視線を合わさない</li> <li>○ 教師と話すとき不安な表情をする</li> <li>○ 委員を辞める等やる気を失う</li> <li>※ 言葉遣いが荒れた感じになる</li> </ul>
持ち物や服装	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 教科書等にいたずら書きされる</li> <li>○ 持ち物、靴、傘等を隠される</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 刃物等、危険な物を所持する</li> <li>○ 服装が乱れたり破れたりしている</li> </ul>
そ の 他	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 日記、作文、絵画等に気にかかる表現や描写が表れる</li> <li>○ 教科書、教室の壁、掲示物等に落書きがある</li> <li>○ 教材費、写真代等の提出が遅れる</li> <li>○ インターネットや携帯電話のメールに悪口を書き込まれる</li> <li>○ SNSのグループから故意に外される</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 飼育動物や昆虫等に残虐な行為をする</li> <li>○ 下足箱の中に嫌がらせの手紙等が入っている</li> <li>※ 校則違反、万引き等の問題行動が目立つようになる</li> </ul>

## ② 家庭で分かるいじめ発見のポイント

保護者から、生徒の家庭での様子について、以下のような相談があった場合、いじめを受けているのではないかと受け止め、指導に当たる。

### <いじめを受けている生徒が家庭で出すサイン>

- ・衣服の汚れが見られたり、よくけがをしたりしている。
- ・風呂に入りたがらなくなる。（殴られた傷跡等を見られるのを避けるため）
- ・買い与えた学用品や所持品が紛失したり、壊されたりしている。
- ・食欲がなくなったり、体重が減少したりする。
- ・寝付きが悪かったり、夜眠れない日が続いたりする。
- ・表情が暗くなり、言葉数が少なくなる。
- ・いらいらしたり、おどおどしたりして、落ち着きがなくなる。
- ・部屋に閉じこもることが多く、ため息をついたり、涙を流したりする。
- ・言葉遣いが荒くなり、親や家族に反抗したり、八つ当たりしたりする。
- ・親から視線をそらしたり、家族に話しかけられることを嫌がったりする。
- ・ナイフ（刃物）などを隠し持つことがある。
- ・登校時刻になると、頭痛、腹痛、吐き気などの身体の不調を訴え、登校を渋る。
- ・転校を口にしたり、学校をやめたいなどと言い出したりする。
- ・家庭から品物やお金を持ち出したり、余分な金品を要求したりする。
- ・親しい友人が家に来なくなり、見かけない者がよく訪ねてくる。
- ・不審な電話や、嫌がらせの手紙が来る。友人からの電話で、急な外出が増える。
- ・自己否定的な言動が見られ、死や非現実的なことに関心をもつ。
- ・投げやりで、集中力がわからない。ささいなことでも決断できない。
- ・テレビゲームなどに熱中し、現実から逃避しようとする。

### <インターネットを通じて行われるいじめを受けている生徒が家庭で出すサイン>

- ・携帯電話やパソコンを頻繁にチェックする、又は、全く触れようとしなくなる。
- ・親が近づくとパソコンの画面を切り替え、画面を隠そうとする。
- ・インターネットを閲覧した後に、動揺しているような行動をとる。
- ・携帯電話の着信音に、怯えるような態度をとる。
- ・電話やメールの受信後に、そっと一人で出かけようとする。

## (5) いじめへの対処に関する留意事項

いじめを発見した場合は、全体に対する指導だけで終わるのではなく、いじめを行っている生徒、いじめを受けている生徒への個別の指導を徹底するとともに、いじめを行っている生徒、いじめを受けている生徒双方の家庭にいじめの実態や経緯等について連絡し、家庭の協力を求める。

また、「いじめを絶対に許さない」雰囲気为学校全体に醸成するためにも、周りで見えていたり、はやし立てたりしている生徒への指導も行う。

## ① いじめを受けている生徒への対応

### 【学校】

- ・ いじめを受けている生徒を必ず守り通すという姿勢を明確に示し、安心させるとともに、教職員の誰かが必ず相談相手になることを約束する。
- ・ 決して一人で悩まずに、友人や保護者、教職員等誰かに相談すべきことを充分指導する。
- ・ いじめの事実関係を正しく把握することが必要であるが、その場合、冷静に、じっくりと生徒の気持ちを受容し、共感的に受け止め、心の安定を図る。
- ・ いじめを行った生徒の謝罪だけで、問題が解決したなどという安易な考えをもたずに、その後の行動や心情をきめ細かく継続して見守る。
- ・ 生徒の長所を積極的に見つけ、認めるとともに、自ら進んで取り組めるような活動を通して、やる気を起こさせ、自信をもたせる。
- ・ いじめを受けている生徒を守り通すとの観点から、場合によっては、緊急避難としての欠席や転校措置等、保護者と相談しながら弾力的に対応する。

### 【家庭に望むこと】

- ・ 子どもの様子に十分注意して、子どものどんな小さな変化についても気にかけて、何かあったら学校に相談し、協力していく。
- ・ 子どもの長所を積極的に見つけ、認めるとともに、家族にとってかけがえのない存在であることを理解させ、自信をもたせる。
- ・ 必ず守り通すという姿勢を明確に示し、安心させるとともに、本人の話を冷静に、じっくりと聞き、子どもの気持ちを受容し、共感的に受け止め、心の安定を図る。

## ② いじめを行っている生徒への対応

### 【学校】

- ・ 頭ごなしに叱るのではなく、いじめを受けた生徒の心理的・肉体的苦痛を充分理解させ、いじめが人間として絶対許されない行為であることを理解させる。
- ・ 集団によるいじめの場合、いじめを行っていた中心者が、表面に出ていないことがあるため、いじめの集団内の力関係や一人ひとりの言動を正しく分析して指導する。
- ・ いじめを行った生徒が、どんなことがいじめであるのか分かっていない場合も考えられるので、どのような行為がいじめであるかをじっくりと説諭する。
- ・ いじめの態様によっては、犯罪に当たる場合があることを理解させる。
- ・ いじめを行った生徒の背景や心理状態等を十分理解し、学校生活に目的をもたせ、人間関係や生活体験を豊かにする指導を根気強く、継続して行う。
- ・ いじめが解決したと見られる場合でも、教師の気付かないところで陰湿ないじめが続いていることもあるため、そのときの指導によって解決したと即断

することなく、継続して十分な注意を払い、折に触れて必要な指導を行う。

### 【家庭に望むこと】

- ・ いじめは絶対に正当化できないものであるという毅然とした姿勢を示すとともに、本人に十分言い聞かせる。
- ・ 子どもの変容を図るために、子どもとの今後の関わり方や家庭教育の見直し等について、本人と保護者が一緒に考える。

### ③ いじめを受けている生徒の保護者への学校の対応

- ・ いじめの訴えはもちろんのこと、どんなささいな相談でも真剣に受け止めて、誠意ある対応に心がける。
- ・ 家庭訪問をしたり、来校してもらったりして話し合いの機会を早急にもつ。その際、不安と動揺の心で来校する保護者の気持ちを十分に受け止めて、対応策について協議する。また、学校として、いじめを受けている生徒を守り通すことを十分伝える。
- ・ いじめについて、学校が把握している実態や経緯等を隠さずに保護者に伝える。
- ・ 学校での様子について、その都度家庭に連絡するとともに、必要に応じ個別の面談や家庭訪問を行うなど、解決するまで継続的に保護者と連携を図る。
- ・ 必要な場合は、緊急避難としての欠席も認めることを伝える。
- ・ 家庭においても子どもの様子に十分注意してもらい、子どものどんな小さな変化についても学校に連絡するよう要請する。

### ④ いじめを行っている生徒の保護者への学校の対応

- ・ いじめの事実を正確に伝え、いじめを受けている生徒や保護者のつらく悲しい気持ちに気付かせる。
- ・ 教師が仲介役になり、いじめを受けた生徒の保護者と協力して、いじめを解決するため保護者同士が理解し合うように要請する。
- ・ いじめは絶対に正当化できないものであるという毅然とした姿勢を示すとともに、家庭でも充分言い聞かせてもらうよう要請する。
- ・ いじめを行った生徒の立ち直りに向けて、保護者と話し合う時間を大切にするとともに、必要に応じて関係機関を紹介するなど、適切に対応する。
- ・ 保護者に対して、指導内容や指導後の本人の様子などを明確に伝え、協力して見守っていくことを共通理解する。
- ・ 生徒の変容を図るために、生徒との今後の関わり方や家庭教育の見直し等について、本人や保護者と一緒に考え、具体的に助言する。
- ・ その後、よい方へ向かっている場合も、そのことを報告して、保護者を励まし続ける。

### ⑤ 周りで見えていたり、はやし立てたりしている生徒への学校の対応

- ・ 当事者だけでなく、いじめを見ていた生徒からも詳しく事情を聴き、実態を



できるだけ正確に把握する。

- ・ いじめを見ていた生徒に対しても、自分の問題として捉えさせる。
- ・ たとえ、いじめを止めさせることはできなくても、誰かに知らせる勇気をもつよう伝える。
- ・ はやし立てるなど同調していた生徒に対しては、それらの行為はいじめに加担する行為であることを理解させる。
- ・ 学級活動（ホームルーム活動）や集会等により、いじめは絶対に許されない行為であり、根絶しようという態度を育てる。
- ・ 全ての生徒が、集団の一員として、互いを尊重し、認め合う人間関係を構築できるような集団づくりを進めていく。

## (6) 家庭・地域の役割

いじめから一人でも多くの子どもを救うためには、子どもを取り囲む大人一人ひとりが、「いじめは絶対に許されない」、「いじめは卑怯な行為である」、「いじめはどの子どもにも、どの学校でも、起こりうる」との意識をもち、それぞれの役割と責任を自覚しなければならない。また、生徒に関わる全ての大人は、学校生活、家庭生活、地域活動等において生徒に物理的・心理的暴力を行うことも、見せることも「いじめを行う行為」につながると理解し、生徒が安心して安全な生活を送れるように努めなければならない。

いじめの問題は、心豊かで安全・安心な社会をいかにしてつくるかという、学校を含めた社会全体に関する国民的な課題であり、社会総がかりでいじめの問題に対峙することが求められている。

### ① 家庭・地域を含めた連携

いじめの防止等の対策は、いじめを受けた生徒の生命・心身を保護することが特に重要であることを認識しつつ、国、地方公共団体、学校、地域住民、家庭、その他の関係者の連携の下、いじめの問題を克服することを目指して行われなければならない。

また、生徒からいじめに係る相談を受けた場合において、いじめの事実があると思われるときは、いじめを受けたと思われる生徒が在籍する学校への通報その他の適切な措置をとる必要がある。

### ② 保護者の責務等

保護者の責務等については、いじめられている子ども、いじめている子どもそれぞれへの適切な対応が考えられるが、「法」にあるように、以下の点にも留意する必要がある。

- ・ 保護者は、子の教育について第一義的責任を有するものであって、その保護する生徒等がいじめを行うことのないよう、当該生徒等に対し、規範意識を養うための指導その他の必要な指導を行うよう努めるものとする。（「法」第9条第1項）
- ・ 保護者は、その保護する生徒等がいじめを受けた場合には、適切に当該生徒

等をいじめから保護するものとする。（「法」第9条第2項）

- ・ 保護者は、国、地方公共団体、学校の設置者及びその設置する学校が講ずるいじめの防止等のための措置に協力するよう努めるものとする。（「法」第9条第3項）

## （7） インターネットを通じて行われるいじめへの対応

携帯電話やスマートフォンのみならず、音楽プレーヤーやゲーム機など、無線LANを利用してインターネットにつながる電子情報端末機器の普及に伴い、いつでもインターネットに接続できる環境になり、生徒にとって、これまで以上に莫大な情報に容易に接する機会が増えてきている。

また、こうした機器の利用について、大人の理解不足から対応が後手になることがあるため、教職員及び保護者が仕組みを理解し、「ネットいじめ」の未然防止に努める必要がある。学校では、生徒に適切にネット依存や情報モラルの指導に努める。

### ① 「ネットいじめ」の特徴について

- ・ 不特定多数の者から、絶え間なく誹謗・中傷が行われ、被害が短期間で極めて深刻なものになる。
- ・ 匿名性から、安易に誹謗・中傷の書き込みが行われるため、誰もが簡単に被害者にも加害者にもなる。
- ・ インターネット上に掲載された個人情報や画像は、情報の加工が容易にできることから、誹謗・中傷の対象として悪用されやすい。
- ・ インターネット上に一度流失した個人情報等は、回収することが困難となるとともに、不特定多数の他者からアクセスされる危険性がある。
- ・ 保護者や教師などの身近な大人が、子どもの携帯電話等の利用の状況を把握することが難しい。
- ・ 子どもの利用しているサイトなどを詳細に確認することが困難なため、いじめの実態の把握が難しい。
- ・ パスワード付きサイトやSNS、グループチャット、携帯電話のメールを利用したいじめなどについては、より大人の目に触れにくく発見しにくい。
- ・ グループチャット機能のあるアプリを使用している場合に、グループから外されるという行為が散見される。

これらの特徴を知って、生徒、保護者、教職員が対応できるよう努める。

### ② 「ネットいじめ」の未然防止・早期発見について

- ・ 生徒が悩みを抱え込まないよう、学校内に生徒が相談しやすい環境を作る。また、地方法務局におけるインターネット上の人権侵害情報に関する相談の受付など、関係機関の取組についても周知する。
- ・ 学校や地域の実態及び生徒の発達の段階に応じた情報モラル教育を推進する。
- ・ 「ネットいじめ」について、教職員自身が理解するとともに、保護者においてもこれらについての理解を求めていく。

- ・ インターネットの利用に関する親子のルールづくりや生徒同士のルールづくりを推進する。
- ・ 保護者は、防災・防犯その他特別な目的のために使用する場合を除き、小中学生には携帯電話等を所持させないよう努める。
- ・ 保護者は、生徒に携帯電話等を所持させる場合には、フィルタリングサービスの利用を徹底するよう努める。

### ③ 「ネットいじめ」の対応について

- ・ 「ネットいじめ」の対応に当たっては、その性質上、保護者や関係機関と連携して、より速やかで適切な対応に努める。
- ・ インターネット上の不適切な書き込み等については、一旦保存した上で、被害の拡大を避けるため、直ちに削除する措置をとる。
- ・ 名誉毀損やプライバシー侵害等があった場合、プロバイダに対して速やかに削除を求めるなど必要な措置を講じる。なお、必要に応じて警察や地方法務局の協力を求める。
- ・ 生徒の生命、身体又は財産に重大な被害が生じるおそれがあるときは、直ちに所轄警察署に通報し、適切に援助を求める。

### ④ 削除依頼等の手順について

- ・ 事実の確認  
被害者本人及び保護者の了解のもと、発見の経緯、書き込み者の心当たりの有無、保護者への相談状況、他の生徒の認知状況等を確認し、実態を把握する。なお、書き込みのあった掲示板等のアドレスを控え、書き込み内容は保存しておく。
- ・ 対応方針の検討  
把握した実態に対し、校長の指示のもと組織的に対応する。その際、被害者本人及び保護者の心情にできる限り配慮する。
- ・ 生徒への対応  
被害者本人への対応（不安の共感的理解）、加害者への対応（書き込み者が特定されている場合）、当事者以外の生徒への指導（必要と判断した場合）等について、インターネット上の対応と並行して行う。
- ・ インターネット上の対応  
書き込み者が特定できた場合には、当該生徒に直ちに書き込みを削除させることが先決である。書き込み者が特定できない場合には、被害者本人や保護者又は学校等が掲示板の管理者やプロバイダ等に削除依頼を行う。削除依頼のタイミングは、事案の内容に応じて適切に判断する。
- ・ 事後の経過の確認  
書き込みを削除できた場合でも、しばらくの間は、被害者の心のケアにあたり、その後の書き込み状況の経過を見る。
- ・ 直接管理者が不明等の場合はプロバイダ等に削除を依頼する。

## 2 重大事態への対処

### (1) 重大事態の発生と報告

#### ① 重大事態の意味

- ア 生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑い
  - 生徒が自殺を企図した場合
  - 身体に重大な傷害を負った場合
  - 金品等に重大な被害を被った場合
  - 精神性の疾患を発症した場合                    等
- イ 相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑い
  - 「相当の期間」の目安は年間30日
  - 一定期間連続して欠席しているような場合は、教育委員会又は学校の判断により迅速に調査に着手

#### ② 重大事態の報告

重大事態と思われる案件が発生した場合には直ちに教育委員会に報告する。

### (2) 重大事態の調査

重大事態に対処するとともに、同種の事態の発生の防止に資するために行う。

学校が調査の主体となる場合には、いじめ問題対策チームが母体となり、必要に応じて適切な専門家を加え、教育委員会の指導の下、調査する。

いつ（いつ頃から）、誰から行われ、どのような態様であったか、いじめを生んだ背景事情や生徒の人間関係にどのような問題があったか、学校・教職員がどのように対応したかなどの事実関係を、可能な限り時系列に明確にする。

たとえ不都合なことがあったとしても、事実にしっかりと向き合い、調査結果を重んじ、再発防止に取り組む。

また、調査を実施する際は、いじめを受けた生徒を守ることを最優先とし、保護者の要望・意見を十分考慮して行う。

### (3) 調査結果の提供及び報告

#### ① いじめを受けた生徒及びその保護者への適切な情報提供

調査により明らかになった事実関係（いじめ行為がいつ、誰から行われ、どのような態様であったか、学校がどのように対応したか）について、教育委員会の指導の下、いじめを受けた生徒やその保護者に対して説明する。

#### ② 調査結果の報告

調査結果について、教育委員会に報告する。

上記①の説明の結果を踏まえて、いじめを受けた生徒又はその保護者が希望する場合には、いじめを受けた生徒又はその保護者の所見をまとめた文書を調査結果の報告に添えて教育委員会に送付する

### 第3 その他いじめの防止等のための取組に関する事項

#### 1 学校いじめ防止基本方針の公表

策定した学校いじめ防止基本方針は、学校のホームページで公表するとともに、PTA総会等の機会を捉え、保護者に説明・啓発する。

#### 2 主な相談機関の案内

相談機関	電話番号	受付時間
能登町青少年育成センター	0768-72-2509	月～金 9:00～17:00
石川県教育委員会 24時間いじめ相談テレフォン	076-298-1699	24時間受付
石川県こころの健康センター	076-238-5761	月～金 8:30～17:15
石川県家庭教育電話相談	076-263-1188	月～金 9:00～17:00
金沢地方法務局 子どもの人権110番	0120-007-110	月～金 8:30～17:15
金沢少年鑑別所内 小立野青少年相談室	076-231-1603	月～金 9:00～16:00
石川県警少年サポートセンター いじめ110番	0120-617-867	24時間受付
金沢こころの電話	076-222-7556	月～金 18:00～23:00 土 15:00～23:00 日 9:00～23:00
チャイルドラインいしかわ	0120-99-7777	月～土 16:00～21:00